

鳥取県加工・直売関連事業交付金交付要綱（平成25年7月19日付第201300051711号鳥取県農林水産部長通知）の一部を改正し、鳥取県6次産業化関連事業交付金交付要綱として制定する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">鳥取県 <u>6次産業化</u> 関連事業交付金交付要綱</p> <p>(趣旨) 第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県 <u>6次産業化</u> 関連事業交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、規則で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付目的) 第2条 略</p> <p>(交付金の交付) 第3条 (1) 別表の第1欄に掲げる事業のうち次の事業を行う市町村 ア 食料産業・6次産業化推進交付金 (ア) <u>6次産業化の推進</u>体制整備事業 (イ) <u>6次産業化</u>の推進支援事業 イ 食料産業・6次産業化整備交付金 (ア) <u>6次産業化</u>施設整備事業 (2) 略 2 略 3 略</p> <p>第4条～第18条 略</p> <p>(雑則) 第19条 略</p> <p>附 則 略 略 略 略 略</p> <p>附 則 この改正は、令和2年6月24日から施行し、令和2年度事業から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">鳥取県 <u>加工・直売</u> 関連事業交付金交付要綱</p> <p>(趣旨) 第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県 <u>加工・直売</u> 関連事業交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、規則で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付目的) 第2条 略</p> <p>(交付金の交付) 第3条 (1) 別表の第1欄に掲げる事業のうち次の事業を行う市町村 ア 食料産業・6次産業化推進交付金 (ア) <u>加工・直売</u>の支援体制整備事業 (イ) <u>加工・直売</u>の推進支援事業 イ 食料産業・6次産業化整備交付金 (ア) <u>加工・直売</u>施設整備事業 (2) 略 2 略 3 略</p> <p>第4条～第18条 略</p> <p>(雑則) 第19条 略</p> <p>附 則 略 略 略 略 略</p>

別表（（第3条、第4条、第8条、第9条関係）

1 対象事業	2 事業実施主体	3 交付対象経費	4 交付率	5 重要な変更
鳥取県加工・直売関連 事業交付金				1 略 2 略 3 <u>間接交 付事業 費の20 %以上 の減額</u>
1 略 (1) <u>6次産業化の 推進</u> 体制整備事業	<u>6次産業化の推進</u> 体制整備事業の事業 実施主体は、次に掲 げる取組に応じ、そ れぞれに定める者と する。 略	第1欄のそれぞ れの事業に要す る実施要綱別記 <u>1</u> 第1に定める 経費（ただし、実 施要綱別記 <u>1</u> 第 4の3に定める 経費を除く。）	略	
ア 略	略			
イ 略	略			
(2) <u>6次産業化</u> の推 進支援事業 (削除)	<u>6次産業化</u> の推進 事業の事業実施主体 は、次に掲げる者と する。 略	第1欄のそれぞ れの事業に要す る実施要綱別記 <u>2</u> 第1に定める 経費 (ただし、実施要 綱別記 <u>2</u> 第4の 2に定める経費 を除く。)	<u>第1欄のイの事 業については定 額（事業費の1/ 2以内）</u> <u>第1欄のアから オの事業(第1欄 のイを除く)につ いては、定額（事 業費の1/3以 内（ただし、市町 村戦略に基づい て行われる取組 （戦略策定市町 村に所在する事 業実施主体の取 組であって、当該 市町村区域内で 生産される農林 水産物及び当該 農林水産物の副 産物を活用した 取組として当該 市町村が認める ものに限る）にあ っては、事業費の 1/2以内とし、 エの施設給食に おける導入の実</u>	
<u>ア インバウンド を中心とする 観光消費の促 進</u>				
<u>イ 経済活動とし ての農福連携 の発展</u>				
<u>ウ 2次・3次産業 と連携した加 工・直売の推進</u>				
<u>エ 新商品開発・販 路開拓の実施</u>				
<u>オ 直売所の売上 向上に向けた 多様な取組</u> (削除)				
(削除)				

別表（（第3条、第4条、第8条、第9条関係）

1 対象事業	2 事業実施主体	3 交付対象経費	4 交付率	5 重要な変更
鳥取県加工・直売関連 事業交付金				1 略 2 略
1 略 (1) <u>加工・直売の支 援</u> 体制整備事業	<u>加工・直売の支援</u> 体制整備事業の事業 実施主体は、次に掲 げる取組に応じ、そ れぞれに定める者と する。 略	第1欄のそれぞ れの事業に要す る実施要綱別記 <u>1-1</u> 第1に定め る経費（ただ し、実施要綱別記 <u>1-1</u> 第4の3 に定める経費を 除く。）	略	
ア 略	略			
イ 略	略			
(2) <u>加工・直売</u> の推進 支援事業 <u>ア 加工適性のあ る作物の導入</u>	<u>加工・直売</u> の推進 事業の事業実施主体 は、次に掲げる者と する。 略	第1欄のそれぞ れの事業に要す る実施要綱別記 <u>1-2</u> 第1に定め る経費 (ただし、実施要 綱別記 <u>1-2</u> 第 4の2に定める 経費を除く。)	定額(事業費の1 /3以内（ただ し、市町村戦略に 基づいて行われ る取組(戦略策定 市町村に所在す る事業実施主体 の取組であって、 当該市町村区域 内で生産される 農林水産物及び 当該農林水産物 の副産物を活用 した取組として 当該市町村が認 めるものに限る) にあつては、事業 費の1/2以内 とし、 <u>実施要綱別 記1-2の第1 の4の(1)のエ に掲げる取組に あつては、1食当 たり40円を事 業費の上限とす る</u>)	
<u>イ 新商品開発・ 販路開拓の実 施</u>				
<u>ウ 直売所の売上 げ向上に向け た多様な取組</u>				
<u>エ 施設給食にお ける地場農林 水産物等の利 用拡大</u>				
<u>オ 地場産農林水 産物等を利用</u>				

			証の取組にあっては、1食当たり40円を事業費の上限とする)	
2 食料産業・6次産業化整備交付金 (1) <u>6次産業化</u> 施設整備事業 ア 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設 (ア) 農林水産物等の集出荷のために必要な施設 (イ) 農林水産物等の処理加工のために必要な施設 (ウ) 略 (エ) <u>農林水産物の高付加価値化、地域の生産・加工との連携等を図る農林水産物等の生産・加工体験提供のために必要な施設</u> (オ) 捕獲獣肉等食材提供のために必要な施設 (カ) 収穫後用病害虫防除のために必要な施設 (キ) 未利用資源をエネルギー化し農林水産物等の加工・流通・販売等施設へ供給するために必要な施設(売電を目的とする取組を除く。) (ク) 上記(ア)～(キ)の附帯施設 イ 略 ウ 略	略	定額(事業費の3/10以内(ただし、実施要綱別記8-1第3の3の(1)のただし書きに該当する事業)にあっては、事業費の1/2以内。) ただし、事業実施主体に交付する交付金の額は実施要綱別記8-1第3の3の(2)に定められた方法により算定された額とするが、算出された交付金の額が1億円を超えるときは、実施要綱別記8-1第3の3の(2)の規定に基づき認定若しくは第5条の規定に基づく変更の認定を受けた農林漁業者の組織する団体又は中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号。以下「農工商等連携促進法」という。)第4条の規定に基づく認定若しくは第5条の規定に基づく変更の認定を受けた農林漁業者の組織する団体及び中小企業者であって、交付対象事業費に充てるために実施要綱別記8-1第3の2に定める資金の貸付又は出資(以下「貸付等」という。)を受けて本事業を実施する次に掲げる者とする。 (1) 農林漁業者の組織する団体 3戸以上の農林漁業者が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその活	<u>1 事業の新設又は廃止</u> <u>2 事業実施場所の変更</u> <u>3 事業実施主体の変更</u> <u>4 間接交付事業費の20%以上の減額</u>	

2 食料産業・6次産業化整備交付金 (1) <u>加工・直売</u> 施設整備事業 ア 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設 (ア) 農林水産物等集出荷のために必要な施設 (イ) 農林水産物等処理加工のために必要な施設 (ウ) 略 (エ) 捕獲獣肉等食材提供のために必要な施設 (オ) 収穫後用病害虫防除のために必要な施設 (カ) 未利用資源をエネルギー化し農林水産物等の加工・流通・販売等施設へ供給するために必要な施設(売電を目的とする取組を除く。) (キ) 上記(ア)～(カ)の附帯施設 イ 略 ウ 略	略	定額(事業費の3/10以内(ただし、実施要綱別記8-1第3の3の(1)のただし書きに該当する取組)にあっては、事業費の1/2以内。) ただし、事業実施主体に交付する交付金の額は実施要綱別記8-1第3の3の(2)に定められた方法により算定された額とする。	<u>した介護食品の開発</u> <u>加工・直売</u> 施設整備事業の事業実施主体は、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号。以下「六次産業化・地産地消法」という。)第5条若しくは第6条の規定に基づく認定を受けた農林漁業者の組織する団体又は中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号。以下「農工商等連携促進法」という。)第4条若しくは第5条の規定に基づく認定を受けた農林漁業者の組織する団体及び中小企業者であって、交付対象事業費に充てるために実施要綱別記8-1第3の2に定める資金の貸付けを受けて事業を実施する次に掲げる者とする。 (1) 農林漁業者の組織する団体 <u>農林漁業者3戸以上</u> が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその活動を実質的に支配することができる」と認められる	

	<p>動を実質的に支配することができると思われる団体（<u>法人格を有しない</u>団体）<u>にあっては、代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあり、かつ、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限る。</u>）及びこれらの団体が主たる構成員又は出資者となっている法人並びに構成員又は出資者に3戸以上の農林漁業者を含まない団体であって農林漁業関連事業に常時従事する者を<u>3人</u>以上雇用し、又は常時雇用者を新たに<u>3人</u>以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。<u>ただし、第1欄の2(1)(エ)に掲げる施設等を整備しようとする者は、農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2292号農林水産省農村振興局長通知）第2に定める地域協議会（以下「農泊地域協議会」という。）の構成員でない者に限る（本事業の完了日以後に農泊地域協議会の構成員と</u></p>	<p><u>いること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事業実施計画に、本事業における一次加工品等の製造過程について、HACCPに関する第三者認証を取得することが明記されていること。</u> ・ <u>本事業におけるBtoBによる取扱量又は取扱金額が50パーセント以上の計画であること。</u> 			<p>団体（<u>法人でない</u>団体）<u>にあっては、代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあり、かつ、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限る。</u>）及びこれらの団体が主たる構成員又は出資者となっている法人並びに構成員又は出資者に3戸以上の農林漁業者を含まない団体であって農林漁業関連事業に常時従事する者を<u>3名</u>以上雇用し、又は常時雇用者を新たに<u>3名</u>以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。</p>			
--	--	---	--	--	---	--	--	--

なった場合は、この限りではない。

(2) 中小企業者
農工商等連携促進法第2条第1項の規定に基づく中小企業者（個人及びみなし大企業を除く。）

※みなし大企業とは、以下のものをいう。

- ・発行済株式の総数又は出資金の額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金の額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・大企業の役員又は職員を兼務する役員の総数の2分の1以上を占めている法人

(2) 中小企業者
農工商等連携促進法第2条第1項の規定に基づく中小企業者（個人及びみなし大企業を除く。）

※みなし大企業とは、以下のものをいう。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

様式第1号（第5条、第12条関係）

年度鳥取県 6次産業化 関連事業交付金事業計画書（報告）及び収支予算（決算）書

- 1～2 略
3 事業費の内訳

区分	事業費	内訳				備考
		交付金 円	市町村費 円	貸付金 円	その他 円	
1 食料産業・6次産業化推進交付金 (1) <u>6次産業化の推進</u> 体制整備事業 (2) <u>6次産業化</u> の推進支援事業						
2 食料産業・6次産業化整備交付金 (1) <u>6次産業化</u> 施設整備事業						
合計						

* (1) 6次産業化の推進支援事業において交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入すること。

(2) 略

- 4 略
5 収支予算（精算）
(1) 収入の部 略
(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 食料産業・6次産業化推進交付金 (1) <u>6次産業化の推進</u> 体制整備事業 (2) <u>6次産業化</u> の推進支援事業					
2 食料産業・6次産業化整備交付金 (1) <u>6次産業化</u> 施設整備事業					
合計					

6～7 略

8 添付資料

- (1) 略
(2) 6次産業化施設整備事業の実績報告にあつては、出来高設計書及び財産管理台帳（様式第4号）の写しを添付すること。
(3) 略

別紙 略

様式第1号（第5条、第12条関係）

年度鳥取県 加工・直売 関連事業交付金事業計画書（報告）及び収支予算（決算）書

- 1～2 略
3 事業費の内訳

区分	事業費	内訳				備考
		交付金 円	市町村費 円	貸付金 円	その他 円	
1 食料産業・6次産業化推進交付金 (1) <u>加工・直売の支援</u> 体制整備事業 (2) <u>加工・直売</u> の推進支援事業						
2 食料産業・6次産業化整備交付金 (1) <u>加工・直売</u> 施設整備事業						
合計						

* (1) 加工・直売の推進支援事業において交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入すること。

(2) 略

- 4 略
5 収支予算（精算）
(1) 収入の部 略
(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 食料産業・6次産業化推進交付金 (1) <u>加工・直売の支援</u> 体制整備事業 (2) <u>加工・直売</u> の推進支援事業					
2 食料産業・6次産業化整備交付金 (1) <u>加工・直売</u> 施設整備事業					
合計					

6～7 略

8 添付資料

- (1) 略
(2) 加工・直売施設整備事業の実績報告にあつては、出来高設計書及び財産管理台帳（様式第4号）の写しを添付すること。
(3) 略

別紙 略

様式第2号（第6条関係）

様

職 氏名

番 号
年 月 日

印

年度鳥取県 6次産業化 関連事業交付金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県 6次産業化 関連事業交付金（以下「本交付金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

以下略

様式第2号（第6条関係）

様

職 氏名

番 号
年 月 日

印

年度鳥取県 加工・直売 関連事業交付金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県 加工・直売 関連事業交付金（以下「本交付金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

以下略

様式第3号（第12条関係）

職 氏名 様

職 氏名

番 号
年 月 日

印

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった鳥取県 6次産業化 関連事業交付金について、鳥取県 6次産業化 関連事業交付金交付要綱第12条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

以下略

様式第3号（第12条関係）

職 氏名 様

職 氏名

番 号
年 月 日

印

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった鳥取県 加工・直売 関連事業交付金について、鳥取県 加工・直売 関連事業交付金交付要綱第12条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

以下略

様式第4号（第17条関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

地区名		事業実施年度		年度		農林水産省所管交付金名				処分制限期間		処分の状況		摘要	
事業の内容				工期		経費の配分				耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容		
事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	しゅん工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制 限年月 日	承認 年月日	処分の 内容	摘要
							交付金	都道 府県費	市町 村費	その他					
計															
合計															

(注) 1 略
2 略
3 略